

意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項（案）

1. 「意匠に係る物品」の欄の記載に係る審査の見直し（意匠審査基準 51.1.2.1 関連）

（1）現行制度における状況

現行意匠法は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」（意匠法第 7 条）と規定しており、意匠登録出願の願書には、「意匠に係る物品」を記載することとしている（意匠法第 6 条第 1 項第 3 号）。

意匠法施行規則別表第一においては、現状約 2,400 の意匠に係る物品の区分を例示しており、この物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、該当する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載し、いずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、この物品の区分と同程度の区分による物品の区分を記載することとしている。

上記法令の規定に加え、現行の意匠審査基準においては、以下のとおり、物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例を示している（意匠審査基準 51.1.2.1）。当該記載例に該当するものは、意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものとして、拒絶理由の対象となる。補正によって拒絶理由が解消した場合は、その補正後の内容をもって登録となる。

（参考）意匠審査基準第 5 部 一意匠一出願 一部抜粋

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- （1）商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- （2）総括名称を用いたもの
（例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等）
- （3）構造又は作用効果を付したもの
（例、何何装置、何何方法）
- （4）省略された物品の区分
（例、8 ミリ）
- （5）外国文字を用いたもの
- （6）日本語化されていない外国語を用いたもの
- （7）用途を明確に示していないもの

(例、ブロック)

(8) 組 (意匠法施行規則別表第二 (以下「別表第二」という。) によらないもの)、セット、一揃、ユニット (歯科用ユニットを除く。)、一対、一足等の語を用いたもの

(9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの

(10) 材質名を付したもの

(例、何何製)

ただし、普通名称化している場合は除く。

(2) 現行制度において生じている問題

上記の意匠審査基準上の規定は、登録意匠の範囲の明確性の確保に資するものとなっている。

一方、例えば、図面に赤色の花瓶を表し、意匠に係る物品の欄に「赤い花瓶」と記載した場合のように、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載を総合的に考慮すれば、意匠の明確性に支障の無いものも存在する。

ユーザーからは、こうした意匠の明確性に支障の無いケースについては、拒絶理由の対象としないよう、改善を望む声も寄せられている。

(3) 対応の方向性 (検討事項)

上記の状況に照らし、今後は、以下のとおり、現行の意匠審査基準の「物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例」において、意匠の明確性の判断に支障の無い例については削除し、以下の各例のみとしてはどうか。

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

(1) 当該分野において一般的な名称となっていないもの

(2) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの

(3) 総括名称を用いたもの

(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)

(4) 外国文字を用いたもの

(5) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの

(6) 意匠法施行規則別表第二 (以下「別表第二」という。) によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの

2. 一意匠の考え方の見直し及び明確化（意匠審査基準 51.1.2.2、同 71.7.1.2 関連）

（1）現行制度の状況

意匠法第 7 条は、「意匠登録出願は経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない」と規定している。

同条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないことについて規定したものであり、一つの図面に多くの意匠を記載して出願する場合があるため、それを防ぐ目的から注意的に規定したものとなっている¹。

当該「意匠ごとに」との要件について、現行意匠審査基準においては、その原則を記載しているものの、具体的な判断基準については明記していない。

（参考）意匠審査基準第 5 部 一意匠一出願 一部抜粋

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- （1）二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- （2）二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

（2）現行制度において生じている問題

上記のとおり、「意匠ごとに」との要件について、意匠審査基準上、上記の判断原則のみの記載に止まることから、特に「（2）二以上の物品の図面を表示した場合」の判断について、判断基準の明確化を求める声がある。

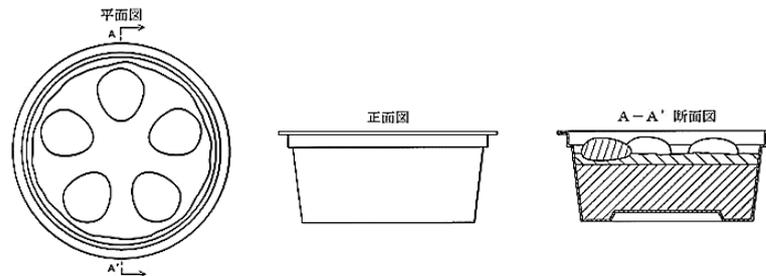
当該要件は、意匠権の権利内容の明確性にも影響するものであり、厳格な判断が必要となるものである一方、今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した、より柔軟な判断を求める声もある。

以下の裁判例は、一の意匠であるか否かが裁判所において争われた例であるが、裁判所においては、今日の意匠の創作実態や流通実態に照らし、1) 製造方法、流通形態及び使用形態、2) 分離不可分性、並びに 3) 各構成要素の独立した取引の可能性

¹ 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 20 版〕1171 頁

等を考慮した判断がなされている。また、一意匠の判断については、当該裁判例の他、以下のように拒絶査定不服審判が請求されるケースも多い。

(参考) 知財高判平 28.9.21 最高裁 HP (平成 28 年 (行ケ) 第 10034 号) において一意匠と認められた容器付冷菓事件



【判決文一部抜粋】

(2) 物品の単一性

(中略) 意匠登録出願に係る物品が上記別表第一に列挙されている物品の区分には該当しない場合に、当該物品が一物品といえるか否かは、願書における「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照した上、①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態で独立して取引の対象となるか等の観点を検討して、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきものである。(中略)

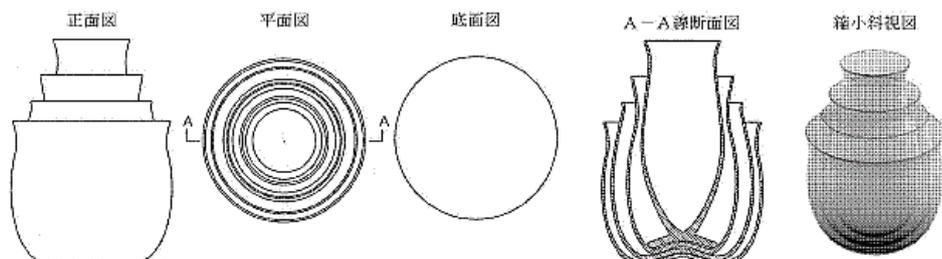
(3) 形態の単一性

ア 本願意匠の願書に添付された図面 (甲 1 の 2) は、形式上、二以上の形態を併記したものではない。実質的にも、容器内に冷菓を入れた状態の図面であって、冷菓と容器とは隙間なく接しており、一塊になった状態のものであるから、二以上の形態を併記したとはいえない。

したがって、本願意匠に係る形態は、単一と認められる。(中略) 容器と冷菓を区別して認識できることは、形態の単一性を否定する理由とはならない。被告の主張には、理由がない。(中略)

(5) よって、本願は、意匠法 7 条の要件を満たしており、取消事由 2 には理由がある

(参考) 不服 2010-14569 「コップ」 拒絶査定不服審判事件



【審決一部抜粋】

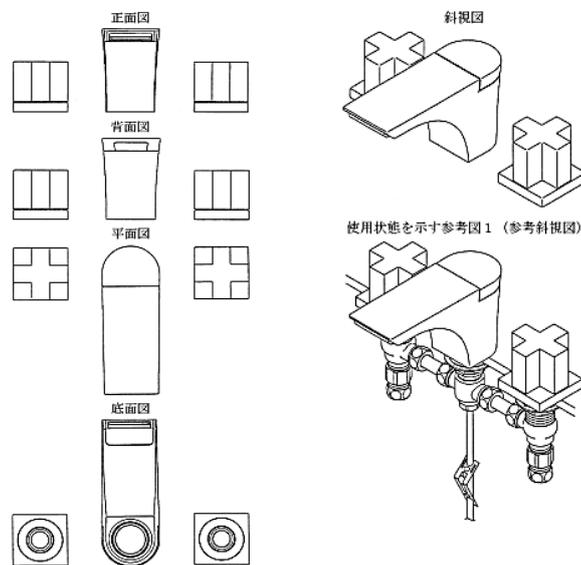
本願意匠の意匠に係る物品については、(中略) これら 4 つのグラスは積み重ねた状態でコース料理のテーブル上に配置され、飲食の用に同時に供されるものと認められる。

そして、その形態は、(中略) 開口部をわずかに外側に反らせた、太径、中径、細径の 3 種の大きさのグラスとしたものである。そして、これらのグラスに形成された突出部と凹陷部は、上から、脚台付きのグラス、細径グラス、中径グラス、太径グラスの順で、各側面同士が接することなく安定的に納置できるよう、互いに嵌り合う形状に形成されており、これらのグラスを順次積み重ねた態様は、全体として花のつぼみを連想させ、形態的な強い一体感をもたらすものとなっている。

したがって、これら 4 つのグラスは、1 つのまとまりのある形態を表すための必要な構成単位をなし、特定の順番で安定的に積み重ねることができるよう形成されたものであって、互いに密接な関連性を持って創作されたということができ、また、願書の【意匠に係る物品の説明】に記載されているとおり、これら 4 つのグラスは積み重ねた状態でコース料理のテーブル上に配置され、飲食の用に同時に供されることも明らかであるから、本願意匠は独立した 4 つのグラス(コップ) を単に積み重ねただけとはいきれず、全体として一の意匠を構成しているというべきである。

よって、本願は二以上の意匠に係る出願ではなく、経済産業省令に定める物品の区分若しくは同程度の区分により意匠ごとにされた出願と認められる。

(参考) 不服 2010-29058 「湯水混合水栓」 拒絶査定不服審判事件



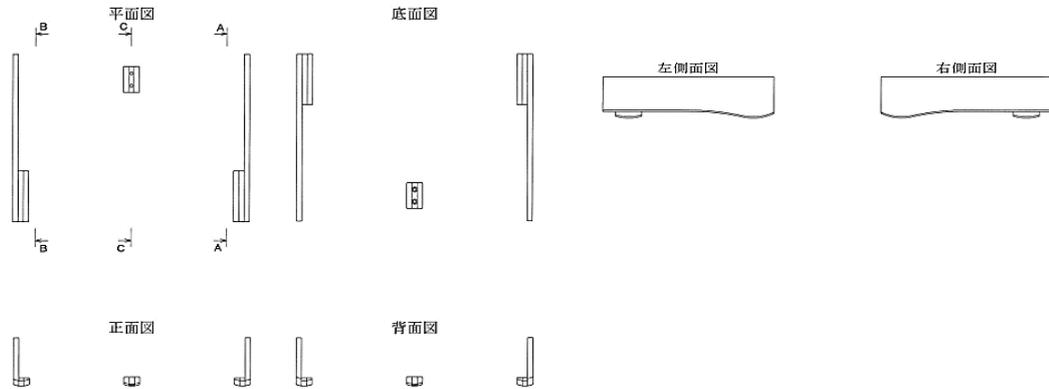
【審決一部抜粋】

湯水混合水栓における吐水口と左右水栓用ハンドルは、どれか何れを欠いても、湯水混合水栓の機能を実現することは不可能であるから、機能的関連性を有するものと認められ、また、常に一つにまとまり通常取引状態において全体が一つの商取引の対象となるものであり、さらに、洗面器に、それぞれの距離、大きさを固定して配置されることを想定して、本願意匠の具体的な態様において、左右水栓用ハンドルが同形であるなど、一定の形態秩序を有するものと認められる。

そうすると、本願意匠の該吐水口と左右水栓用ハンドルは、湯水混合水栓という機能

的関連性を有し、一つの商取引の対象であり、一定の形態秩序を有するものとして創作されたものということができるのであるから、本願意匠は一の創作の単位を構成するものであるといえ、一意匠として意匠登録を受けることができるといわねばならない。

(参考) 不服 2014- 12648 「オーディオ機器用シャーシ支持具」拒絶査定不服審判事件



【審決一部抜粋】

「一意匠」とは、必ずしも物理的に分離していない形態のみを指すのではなく、各部分が分離しているものであっても、一体として使用され、形態としての一つのまとまりがあればよいものと認められる。(中略)

まず、本願に表された三つの部材は、音響機器のシャーシを三点で支持するための部材であって、物品の用途及び機能は一致しており、また、同時に販売され、同時に使用されるものであるから、一の物品に係るものと認められる。

次に形態について見ると、本願の願書に添付した図面に表された三つの部材は、左右二枚のパネル部材と一つの脚部材であり、二枚のパネル部材は左右対称で、その形態は以下のとおりである。(中略)

以上のように、パネル部材と脚部材とは、その基本形状や大きさが異なるものの、パネル部材の突出脚部に注目して脚部材と見合わせてみると、正面視の横幅はどちらもパネル厚三枚分と同じであり、シャーシに取り付ける上面を平坦面とし、なかんずくその下面は共に側面視緩やかな円弧状かつ正背面視円弧状をなすという形態上の特徴が共通しており、三つの部材全体として、一つの形態としてのまとまりがないとは言えないものである。そして、左右のパネル部材とシャーシ底板の後方中央に取り付けられる脚部材が、三つ揃って初めてオーディオ機器用シャーシを三点で支持できるものであることを考え合わせると、本願意匠は一つの物品に係る一つの形態的なまとまりをもったもの、つまり一意匠であると言える。

(3) 対応の方向性 (検討事項)

上記の各問題に照らし、意匠審査基準上に、「図面等に二以上の物品を表示した場合」の判断についての基本的な考え方を明記してはどうか。

①考慮すべき事項

意匠審査基準上に、「図面等に二以上の物品を表示した場合」の判断についての基本的な考え方を明記するにあたっては、以下の各考慮事項に留意すべきではないか。

- (a) 今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した柔軟な判断を求める声がある点
- (b) 知財高判平 28.9.21 最高裁 HP「容器付冷菓事件」において、現行法の下における物品の単一性の判断について、1) 意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、2) 意匠登録出願に係る物品の一部がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに 3) 当該部分が通常の状態で独立して取引の対象となるか等を考慮し、柔軟な判断がなされている点
- (c) 現行の意匠法においては、一定の要件を満たせば二以上の物品であっても一の意匠として意匠登録を受けることができる組物の意匠制度（意匠法第 8 条）が設けられていることに照らし、組物以外の通常の出願において一意匠として意匠登録を受けるためには、意匠登録出願に係る意匠が、一の物品と認められるものでなければならない点

②具体的対応案

上記の各考慮事項を踏まえ、「図面等に二以上の物品を表示した場合」の判断について、以下のように意匠審査基準上に基礎となる考え方を記載するとともに、当該考え方に基づく判断事例を記載してはどうか。

改訂意匠審査基準案

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の物品を表した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

- (1) 図面等に個別に認識可能な複数の物体が表されている場合であっても、社会通念上それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。

また、それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすためのものであるものの、必須のものとはいい得ない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、それらの点も補完的に考慮して一の物品であるか否かを判断する。

- ① 物理的に一体化したものである場合
- ② 形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一つの形態としてのまとまりがある場合
- ③ 社会通念上一体的に実施（製造、使用、譲渡等）がなされるものである場合

一方、複数の物体において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。

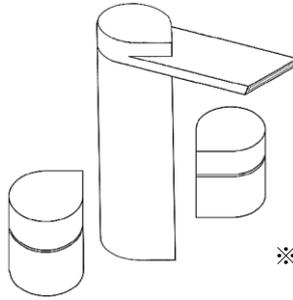
- (2) 一の物品と判断されるものの例

【事例 1】「トランプ」



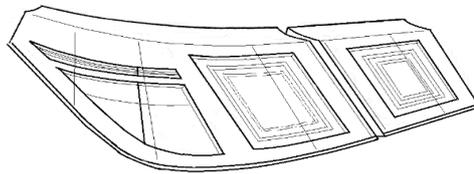
※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】「湯水混合水栓」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

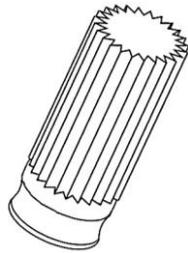
【事例 3】「乗用自動車用尾灯」



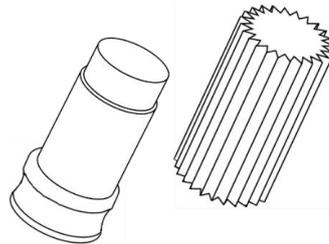
※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 4】「容器付き固形のり」

【斜視図】



【蓋を外した状態の斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

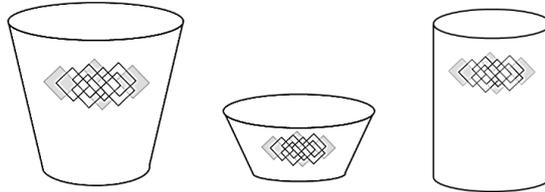
【事例 5】「容器付きゼリー」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(3) 二以上の物品と判断されるものの例

【事例 1】「カップ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】「ギフトセット」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

3. 組物の意匠制度についての運用の見直し（意匠審査基準 第 7 部第 2 章、同別添「組物の構成物品表」関連）

（1）現行制度における状況

我が国意匠法は、一意匠一出願の原則を有し、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない（意匠法第 7 条）。この例外として組物の意匠（意匠法第 8 条）が規定されており、同時に使用される二以上の物品であって、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

この組物の意匠は、物品の組み合わせについて意匠法施行規則別表第二によって列挙された 56 の組物に限られたものとなっている。

さらに、当該各組物について、これらの構成物品については、現行の意匠審査基準上、意匠審査基準別添「組物の構成物品表」に記載されたものでなければならないとしている。

（参考）意匠法施行規則 別表第二（第八条関係）

| | | | |
|-----|-----------------------------|-----|------------------------------|
| 一 | 一組の下着セット | 二十九 | 一組の洗面化粧台セット |
| 二 | 一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット | 三十 | 一組の台所セット |
| 三 | 一組の装身具セット | 三十一 | 一組の便器用付属品セット |
| 四 | 一組の喫煙用具セット | 三十二 | 一組の紅茶セットおもちゃ |
| 五 | 一組の美容用具セット | 三十三 | 一組のコーヒーセットおもちゃ |
| 六 | 一組のひなセット | 三十四 | 一組のディナーセットおもちゃ |
| 七 | 一組の洗濯機器セット | 三十五 | 一組の薬味入れセットおもちゃ |
| 八 | 一組の便所清掃用具セット | 三十六 | 一組のナイフ、フォーク及びスプーン セットおもちゃ |
| 九 | 一組の洗面用具セット | 三十七 | 一組のゴルフクラブセット |
| 十 | 一組の電気歯ブラシセット | 三十八 | 一組のドラムセット |
| 十一 | 一組のキャンプ用鍋セット | 三十九 | 一組の事務用具セット |
| 十二 | 一組の紅茶セット | 四十 | 一組の筆記具セット |
| 十三 | 一組のコーヒーセット | 四十一 | 一組の自動車用エアスポイラーセット |
| 十四 | 一組の酒器セット | 四十二 | 一組の自動車用シートカバーセット |
| 十五 | 一組の食卓用皿及びコップセット | 四十三 | 一組の自動車用フロアマットセット |
| 十六 | 一組のせん茶セット | 四十四 | 一組の自動車用ペダルセット |
| 十七 | 一組のディナーセット | 四十五 | 一組の自動二輪車用カウルセット |
| 十八 | 一組の薬味入れセット | 四十六 | 一組の自動二輪車用フェンダーセット |
| 十九 | 一組の飲食用ナイフ、フォーク及び スプーンセット | 四十七 | 一組の車載用経路誘導機セット |
| 二十 | 一組のいすセット | 四十八 | 一組のオーディオ機器セット |
| 二十一 | 一組の応接家具セット | 四十九 | 一組の車載用オーディオ機器セット |
| 二十二 | 一組の屋外用いす及びテーブルセット | 五十 | 一組のスピーカーボックスセット |
| 二十三 | 一組の玄関収納セット | 五十一 | 一組のテレビ受像機セット |
| 二十四 | 一組の収納棚セット | 五十二 | 一組の光ディスク再生機セット |
| 二十五 | 一組の机セット | 五十三 | 一組の電子計算機セット |
| 二十六 | 一組のテーブルセット | 五十四 | 一組の自動販売機セット |
| 二十七 | 一組の天井灯セット | 五十五 | 一組の医療用エックス線撮影機セット |
| 二十八 | 一組のエアーコンディショナーセット | 五十六 | 一組の門柱、門扉及びフェンスセット |

(参考) 意匠審査基準第 7 部第 2 章 組物の意匠 一部抜粋

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、組物の構成物品表（第 1 3 部 別添参照）において組物ごとに定められたものとする。

すなわち、組物の構成物品は、組物の構成物品表の「備考」の欄に記載の場合を除き、「構成物品」の欄内に同時に使用される物品として並記されている各構成物品を少なくとも各一品ずつ含むものとする。

各構成物品以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が各構成物品と同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるもの場合には、構成物品が適当なものとして取り扱う。

なお、「備考」の欄において注意書が付されている組物については、その構成物品のすべてではなく、二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいはその組物の中の構成物品欄ごとの組み合わせによるものも、構成物品が適当なものとして取り扱う。

適当な構成物品によって構成されるものと認められない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

(参考) 意匠審査基準別添 組物の構成物品表

組物の意匠は、原則、それぞれの「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。

それ以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。

なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物として取り扱う。

※以下構成物品表の一部のみ抜粋して転載

| | 組物 | 構成物品 | 備考 |
|---|------------|--|-------------------------------------|
| 3 | 一組の装身具セット | ネックレス イヤリング | |
| 4 | 一組の喫煙用具セット | 卓上ライター 灰皿 | |
| 5 | 一組の美容用具セット | 電気マッサージ器 電気眉毛そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター | いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の |

| | | | |
|---|------------|-----------------------------------|--|
| 6 | 一組のひなセット | 内裏ひな 三人官女 五人ばやしひな 左右大臣ひな | |
| 7 | 一組の洗濯機器セット | 電気洗濯機 衣類乾燥機 | |

以下略

(2) 現行制度において生じている問題

「組物の構成物品表」は、組物の意匠の構成物品の適切性の判断において、審査運用の明確性と安定性に資するものとなっている。

一方、現状では当該構成物品表の「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならないことから、多様化する意匠創作の実態、に則していないとの指摘もある。

(3) 対応の方向性（検討事項）

今後は、「組物の構成物品表」については、適切な構成物品の例を示したものとし、意匠審査基準を以下のように改訂して、構成物品は、社会通念上同時に使用される物品と認められるものの範囲内で、出願人の任意にまかせることとしてはどうか。

改訂意匠審査基準案

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、例えば組物の構成物品表（第 13 部 別添参照）において示した例のように、社会通念上同時に使用される二以上の物品でなければならない。

適当な構成物品によって構成されていない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

以上